

第2章 人と自然が共生するまちづくり (生活環境、防災、消防・救急、交通安全、防犯)

基本方針

環境意識の向上や循環型社会の形成を目指すとともに、
安全で安心なまちづくりを推進し、
快適な生活環境に囲まれたまちの形成を図ります。

施策体系

● 人と自然が共生するまちづくり ●

- 1 自然環境の保全
- 2 地域が一体となった循環型社会の形成
- 3 上下水道の整備
- 4 防災対策の推進
- 5 消防・救急・防犯対策等の推進
- 6 消費者保護の推進

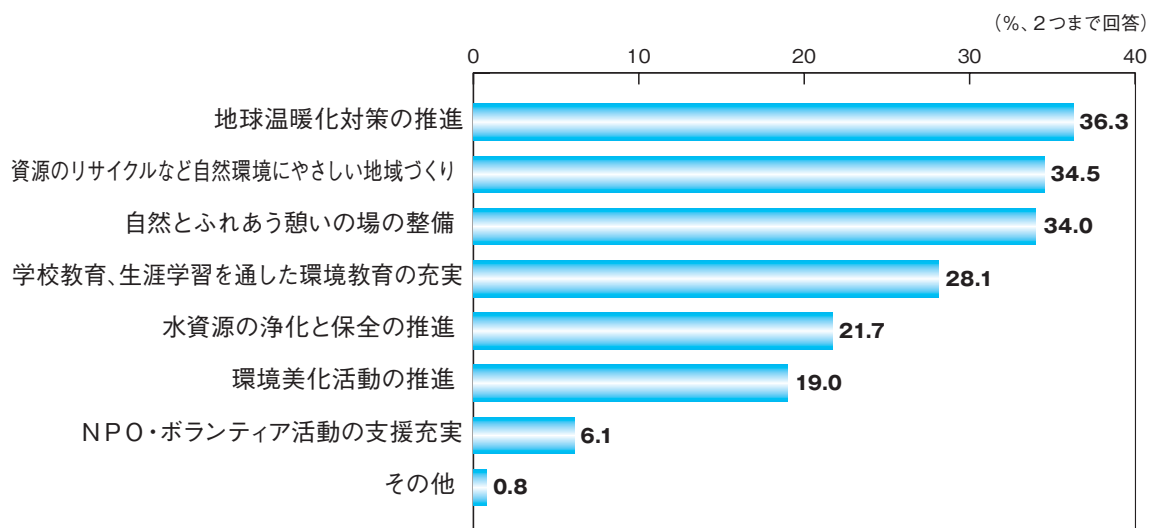
1 自然環境の保全

現状と課題

- 市内を流れる河川は、矢部川をはじめとして、その支流の飯江川、楠田川、大根川があります。また、大牟田市との境に隈川が流れています。
- 矢部川は、利水はもとより堤防の強化も施され最近では堤防決壊などの大災害も起こっておらず、また水産資源や環境の面でも多くの市民の潤いの場所になっています。
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては流量調査、環境調査等を実施しており、今後とも継続する必要があります。
- 農業利水や生活水・防火用水として、最上流の広瀬堰からは毎秒4.086t。本郷地区下流にある下名鶴堰からは毎秒1.687t。瀬高橋下流にある瀬高堰からは毎秒0.6tの取水権があります。この3箇所の堰により瀬高地区のほとんどの水田を潤しています。このように利水はもとより、消防水利としても利用されています。
- 豊かな水辺環境や美しい田園風景などの保全の取り組みの一環として、ごみのない、美しい川を守るため地域住民やボランティア団体等が協力しながら河川等の清掃活動に取り組んでいるとともに、市内の小学校を対象に保健所と連携し水辺調査教室を実施しています。また、各小学校における総合学習等の場においても自然環境の保全についての学習を進めています。
- 河川浄化については旧町(地区)ごとに浄化運動が実施されています。また、国土交通省主催の「矢部川ノーポイ運動」が毎年10月に実施されているほか、「有明海クリーンアップ作戦」として毎年8月に漁業者により一斉に海岸の清掃が実施されています。
- その他、環境美事業として瀬高地区では年2回の「河川清掃」と年1回「クリーン^{*}キャンペーン」を実施しているほか、山川・高田両地区では年2回「町内一斉清掃」が実施されています。
- 水路は、農業用水確保などの役割や生活環境を保全する役割を持っていますが、生活排水の流れ込みにより水質が悪化したり、土水路の法面の崩壊などの課題があります。
- 昨今、不法投棄も目立つようになり、環境美化の観点からの対応が必要になっています。
- 併せて、環境への関心が高まっている中、生態系の保全も含めた住民と一体となった環境保全に対する取り組みも求められています。

*キャンペーン：交通安全対策などを組織的に人々に働きかける宣伝活動

■ 自然環境の保全・活用について力を入れるべきこと（住民アンケート） ■



主要施策

1-1 環境意識の高揚

住民と協働して自然環境に対する意識啓発に努めるとともに、自然環境の保全のため、住民、行政、専門家、各種団体等からなる体制づくりに努めます。

- 自然環境保全についての学習・啓発活動の推進
- 環境行政の長期的な指針となる環境基本計画の策定
- 矢部川流域での体験型ゲームや水辺教室の開催等楽しみながら環境保全が学べるイベントの開催や交流事業への支援

1-2 自然環境の保全

下水道事業による生活雑排水の適正処理を通して河川、水路の浄化に努めるとともに、豊かな水辺環境や美しい田園風景などを保全し、安らぎのある住環境の整備に努めます。

- 地域住民やボランティア団体等による河川等清掃活動の継続
- 水辺調査教室や自然環境保全学習の継続
- 継続的な河川や水路などの工場排水等への水質検査の実施
- 雑木林や植林を通じた緑の再生の推進
- 自然生態系に配慮した水辺空間の整備促進
- 安全で治水・利水の調和のとれた河川改修の促進

1-3 環境美化活動の推進

全市一体となって、清掃活動をはじめとした環境美化活動を推進します。

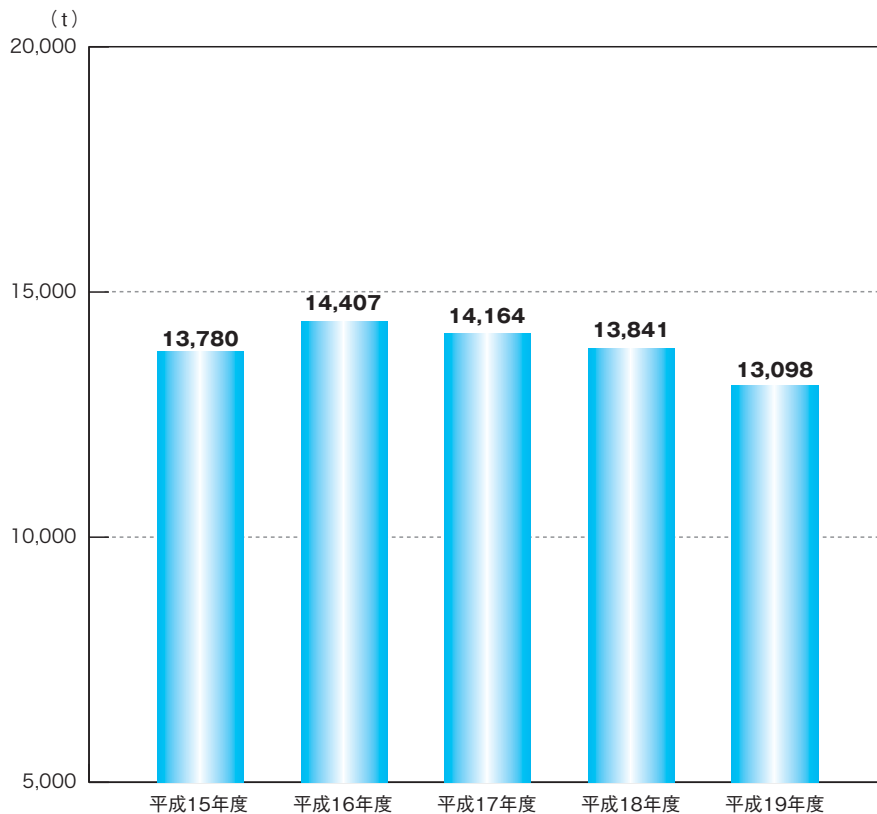
- 不法投棄等に対する住民、行政協働による監視、指導等の強化
- 花種等の配布などによる街の美化運動の推進

2 地域が一体となった循環型社会の形成

現状と課題

- 本市の一般廃棄物処理施設は、可燃ごみ処理及び不燃物処理を行う清掃センターが瀬高地区に、最終処分施設が高田地区にあります。
- 清掃センターでの年間総処理量は平成19年度で13,098トンとなっています。この中で2,514トンが資源化され、資源化率は18.2%となっています。処理量全体では平成16年度以降減少傾向にあります。今後、一層ごみの減量化や資源ごみの再利用化などが必要となります。
- ごみの減量化や資源ごみの再利用化に向けての住民啓発活動については、それぞれ各家庭において生ごみ堆肥化容器等を利用する方法や電気式生ごみ処理機等に対する補助等を行っています。
- 地球温暖化に対しては、二酸化炭素削減のための自然エネルギーの利活用、省エネルギーの推進を図るなど循環型社会の構築が求められています。

■ ごみ処理の推移 ■



資料：環境衛生課

主要施策

2-1 ごみの減量化・再資源化による循環型社会の形成促進

住民一人ひとりの意識改革を行い、生ごみの堆肥化やリサイクル意識の啓発等ごみの減量化・再資源化の取り組みを進めるとともに、自然環境の保全や資源の有効活用などを定めた環境基本計画を策定し、循環型社会の形成を目指します。

- 簡易包装の推進やレジ袋の削減など身近にできる減量化活動の推進
- ごみの分別収集の強化

2-2 地球温暖化対策の推進

公共機関が率先して温暖化防止対策を推進するとともに、自然と地球環境にやさしい生活を実現するための、住民や企業等に対して、省資源・省エネルギーの普及促進に努めます。

- 地球温暖化防止対策実行計画の策定



環境美化活動

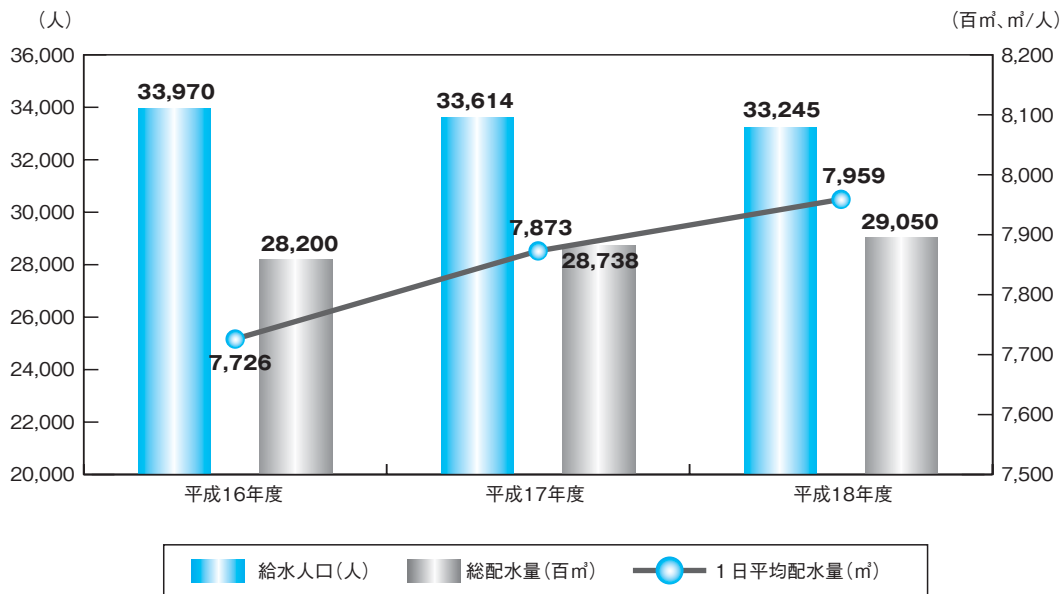
3 上下水道の整備

現状と課題

【上水道】

- 本市の上水道の給水人口と総配水量の推移をみると、平成16年度以降、給水人口は微減傾向にあるのに対し、総配水量は増加傾向にあり、結果として1人当たり平均配水量は年々増加しています。
- 地区別の水道水の供給方法をみると、瀬高地区は地下水による自己水源で供給しており高田地区は自己水源と福岡県南広域水道企業団から受水し供給しています。また、山川地区は高田地区からの分水により供給しています。
- 平成21年度に瀬高・高田地区上水道と山川地区簡易水道との事業統合を計画しています。
- 水道の未普及地域に安全で良質な水を安定供給するため、水道施設の整備が必要です。
- また、住民に対する節水意識の浸透が求められています。
- 災害時については、防災対策のための仕組みづくりが必要です。

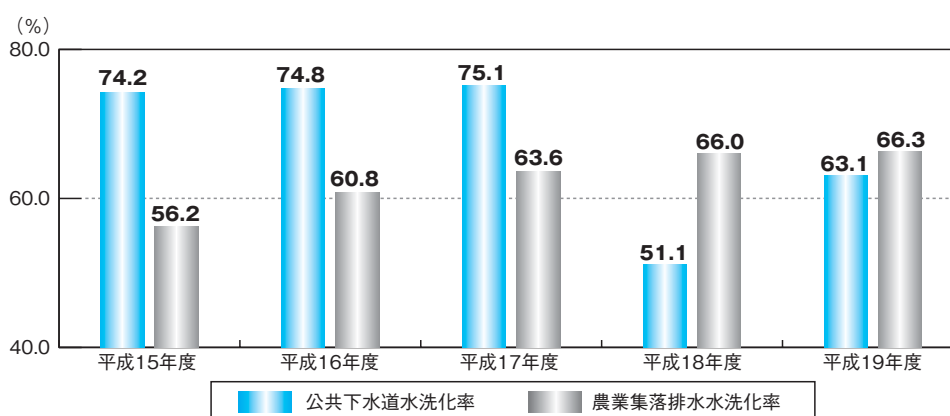
■ 上水道の整備状況 ■



【下水道】

- 下水道等は、生活環境を改善し河川や水路などの水質を保全するための重要な生活基盤施設です。
- 現在、一部で下水道が普及しており、また市街地などで下水道の整備が進められています。
- 下水道計画区域外の地域では、市が主体となって戸別の住宅などに浄化槽を設置し、維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業により、生活排水の浄化が図られています。
- 供用区域の水洗化率は、平成19年度で公共下水道は63.1%（処理面積が平成18年度増加）、農業集落排水事業で66.3%となっています。
- 河川・水路などの水質悪化が懸念されていますが、水質悪化の主な原因は、家庭から排出される生活排水であるとされています。生活排水を浄化する下水道や浄化槽の普及が遅れており、地域特性に応じた生活排水の浄化を進める必要があります。

■ 公共下水道・農業集落排水供用区域の水洗化率 ■



【公共下水道：単独＋流域関連】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(A) 行政人口 (人)	24,390	24,222	23,996	43,422	42,951
(B) 処理人口 (人)	1,032	1,013	1,008	1,805	1,801
処理面積 (ha)	36.00	36.00	36.00	58.50	58.50
(B/A) 普及率 (%)	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
(C) 水洗化人口 (人)	766	758	757	923	1,137
(C/B) 水洗化率 (%)	74.2	74.8	75.1	51.1	63.1

【農業集落排水】

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
(A) 行政人口 (人)	24,390	24,222	23,996	43,422	42,951
(B) 処理人口 (人)	1,585	1,553	1,540	1,510	1,500
処理面積 (ha)	33.50	33.50	33.50	33.50	33.50
(B/A) 普及率 (%)	6.5	6.4	6.4	3.5	3.5
(C) 水洗化人口 (人)	891	945	980	996	994
(C/B) 水洗化率 (%)	56.2	60.8	63.6	66.0	66.3

資料：下水道課

■ 合併処理浄化槽設置状況 ■

(単位：基)

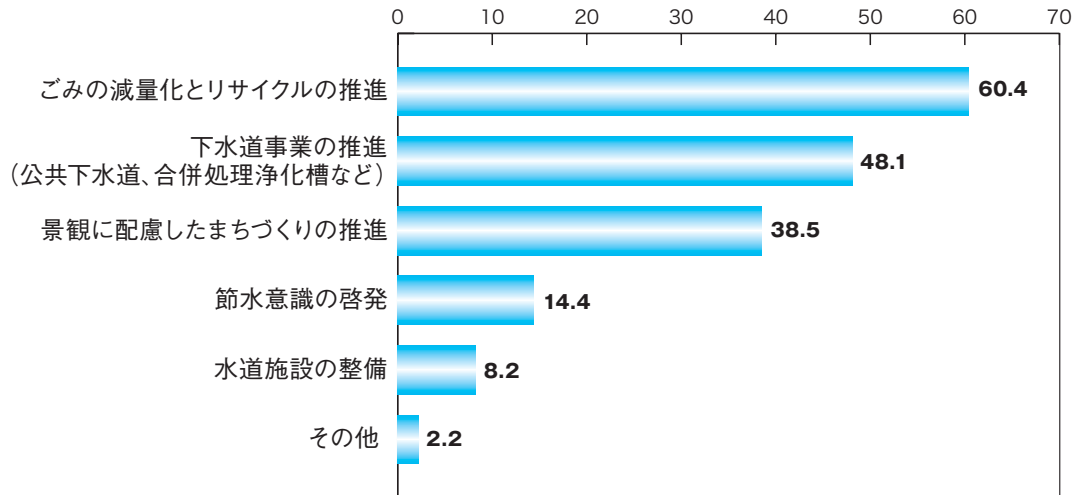
年 度	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
年 間	291	267	238	223	219
累 計	2,762	3,029	3,267	3,490	3,709

(注) 累計は、各年度末現在の補助事業による設置数累計

資料：下水道課

■ 生活環境について力を入れるべきこと（住民アンケート） ■

(％、2つまで回答)



主要施策

3-1 水道事業統合による安全な水の安定供給

事業統合までに基本計画・水道ビジョンを策定し、水の有効利用を図るための管網整備や老朽施設の改良を行うとともに、水質基準に適合した安全でおいしい水の安定供給に努めます。

- 水道料金等の統合、各水道施設の維持管理及び会計・料金システムの統一化
- 災害に強い計画的な老朽管の布設替え及び新設管の整備の推進
- 緊急時の情報発信や作業など災害に対応できる広域的な視点による体制づくりの検討
- 住民に対する節水意識の周知徹底

3-2 下水道事業の推進

河川・水路の水質を保全するため、公共下水道や浄化槽など、地域特性に応じた生活排水の浄化を推進するとともに、自然条件、人口の状況等を総合的に勘案し、計画的かつ効率的に事業の推進に努めます。

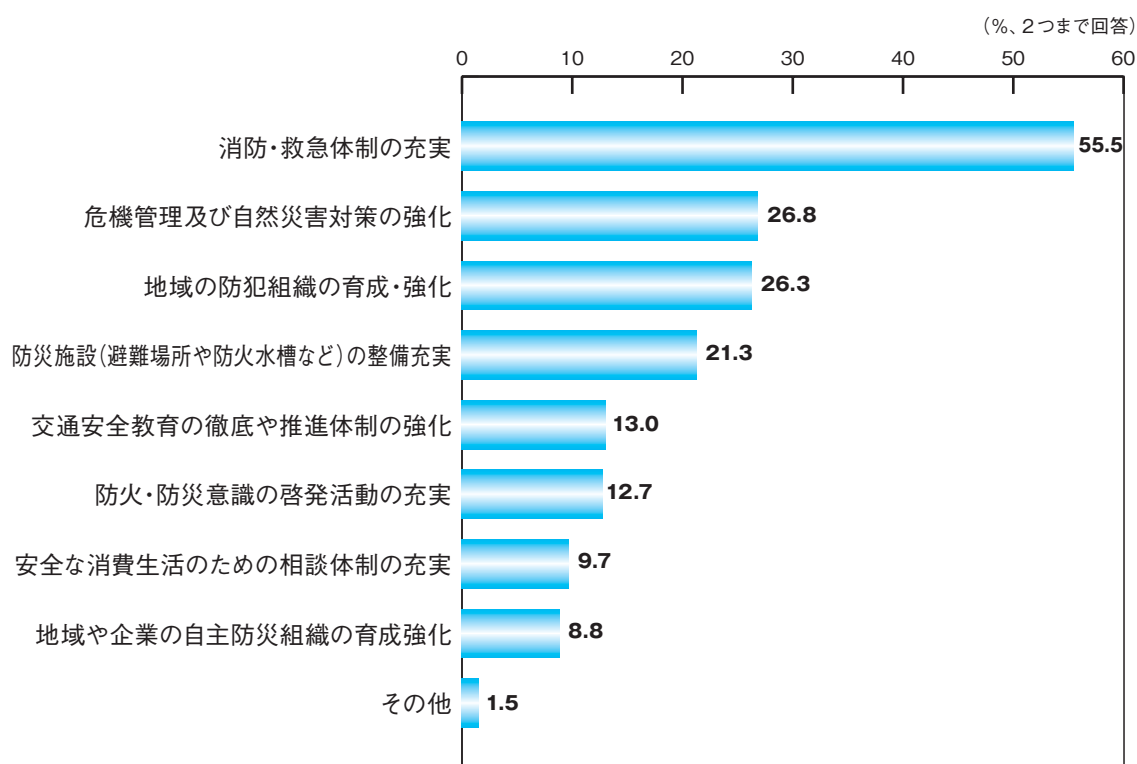
- 地域の実情に応じた処理方法の導入による整備推進

4 防災対策の推進

現状と課題

- 近年の異常気象等により、台風の襲来や局地的な集中豪雨などが多く発生し、高潮や土砂崩れ、家屋の倒壊や浸水などの災害に見舞われる恐れがあります。
- 地震については、予知が困難であり、普段からの対策が重要です。
- このような災害から地域住民の生命や財産を守るためには迅速な対応が可能な防災体制の確立や災害に強いまちづくりが必要となります。
- 本市では、海岸の高潮対策・排水対策や河川の改修・整備が重要となっています。
- 現在、本市では地域住民による消防団が組織されており、火災や自然災害発生にかかる防災と救援活動を実施しています。
- 消防団が保有している移動系防災行政無線については、周波数と使用形態について相違がみられることから、今後統一化を図る必要があります。
- 地域における自主防災組織については、安全で安心なまちづくりを実現するため、行政区又は校区を基盤とした防災・防犯の自主組織づくりを今後取り組む必要があります。

■ 消防・防災など地域安全対策について力を入れるべきこと（住民アンケート） ■



4-1 災害に強いまちづくりの推進

まちの防災機能を高めるため、道路の拡幅や待避地の確保などを推進し、災害時に避難場所や避難ルートとして利用できるよう努めるとともに、危険箇所等の点検、整備等を推進します。

- 公共施設を中心とした災害対策の充実
- 山崩れ、地すべり等危険箇所の調査実施及び改修・改善の促進
- 高潮や河川の氾濫などによる浸水被害の恐れのある箇所の改修等の促進

4-2 防災体制の整備充実

「地域防災計画」、「国民保護計画」等を踏まえ、高齢者や障がい者などの「災害時要援護者」に配慮し、各種災害から生命や財産を守る体制づくりなど、防災機能の充実を図るとともに、相互扶助の考えのもと住民自らがつくる組織の育成を図ります。

- 地域防災計画等に基づく防災対策の推進
- 国民保護計画に基づく国民保護体制の構築
- 地域格差の解消を踏まえた市内一斉放送が可能な同報系防災行政無線の整備
- 自主防災組織の育成・充実



消防訓練

5 消防・救急・防犯対策等の推進

現状と課題

【消防・救急】

- 本市の火災発生件数は平成19年度で建物火災を中心に21件となっています。また、救急発生件数は同19年度で1,400件と、ここ5年間では最高となっています。内訳では「急病」が874件と全体の6割強を占めています。
- 本市には、現在21の消防分団があり、約718人の消防団員がいますが、昼間時間帯に出動可能な消防団員が少なく、また、消防団員の確保も難しくなっている傾向にあります。
- 本市では、常備消防の機能強化について、消防・救急救助業務の体制づくりを推進していますが、救急救命士をはじめ予防技術者や火災原因調査等の専門員養成などの人的面での充実、強化が求められています。
- 特に、救急需要の増加と救急業務の高度化にともない、救急救命にかかる救急隊員（救急救命士）の特定行為や救急ヘリ要請に伴う、高度医療機関との連携向上が急務であり、救急救命士の養成をはじめ、住民に対する応急手当の普及啓発活動を充実させ、救急救命体制の強化が必要となっています。
- これらを踏まえて、今後は新たな消防体制のあり方が求められています。

■ 火災発生件数の推移 ■

(単位：件)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
総 数	31	14	42	19	21	
内 訳	建 物	19	9	19	10	15
	林 野	2	2		5	1
	車 両	6	2	3		2
	そ の 他	4	1	20	4	3

資料：消防本部

■ 救急発生件数の推移 ■

(単位：件)

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
総 数	1,249	1,358	1,389	1,365	1,400	
内 訳	急 病	716	800	837	800	874
	交通事故	226	227	232	198	188
	一般負傷	157	175	166	184	179
	労働災害	12	13	14	20	12
	加 害	8	3	4	8	7
	自 損	18	18	24	18	17
	そ の 他	112	122	112	137	123

資料：消防本部

【防犯】

- 近年、地域での連帯の希薄化等を背景に、犯罪は凶悪化、低年齢化などの傾向にあり、防犯施設の整備や防犯意識啓発等を通して一層の対策強化が求められています。
- 本市の平成19年中（1月～12月）の犯罪件数は合計で450件で、そのうち「窃盗犯」が366件と全体の81%を占めています。ここ3年間の推移をみると、「窃盗犯」の減少とともに、犯罪件数全体も年々減少傾向にあります。
- ただ、「窃盗犯」の中の「自転車盗」は増加傾向にあり、平成17年では「窃盗犯」に占める割合は21%であるのに対し、同19年では33%を占めるまでになっています。
- 本市では防犯灯については、市道を対象に行政区が設置し、維持管理（一部を除く）を行っています。
- 地域が一体となり犯罪や暴力などのない安全で安心なまちづくりや防犯に取り組む体制づくりとして「生活安全推進協議会」が設置されています。
- 強盗や詐欺など重大な犯罪が社会問題となっています。警察や地域が一体となり、犯罪を未然に防ぐことができる防犯体制の確立が望まれています。

■ 種類別犯罪件数の推移 ■

（単位：件）

年次	合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	
				(内)自転車盗				
平成17年	514	3	8	427	88	13	2	61
平成18年	482	3	8	396	102	16	4	55
平成19年	450	0	14	366	121	21	5	44

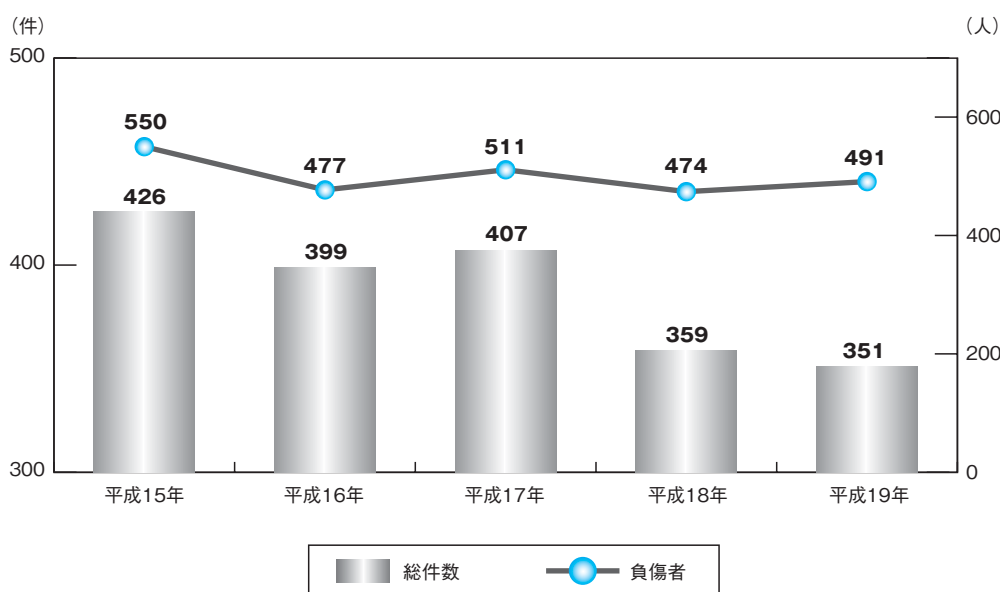
資料：福岡県警

- (注) 凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦
 粗暴犯：暴行、脅迫、恐喝等
 窃盗犯：車上ねらい、自転車盗、空き巣等
 知能犯：詐欺、横領、通貨偽造等
 風俗犯：賭博、強制わいせつ、公然わいせつ等
 その他：器物損壊等

【交通安全】

- 本市の平成19年度の交通事故件数は351件であり、平成15年度の426件に比べ2割弱減少しています。
- 交通安全週間では街頭指導や啓発を行っているとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を行っています。
- 管内信号設置及び交通規制については住民の意向に基づき管轄警察に対して要望しています。

■ 交通事故発生件数の推移 ■



主要施策

5-1 消防・救急救助体制の整備充実

団塊世代の消防職員の大量退職や救急救助業務の高度化対策及び高速道路インターチェンジ開設等を勘案し、消防体制の再構築と消防・救急資機材や装備の充実を図り、消防広域化への対応を図る必要があります。

また、防災拠点施設の耐震化を推進し、消防広域化を見極めながら新消防庁舎建設の検討を進めます。

- 消防技術の向上を図るための訓練・研修強化による常備消防体制の充実
- 継続的な消防団員の確保
- 消火器を使う初期消火訓練や住宅用火災警報器の普及促進
- 救急救命士の養成、応急手当普及啓発活動の推進、予防救急広報の推進など救急救命体制の強化
- 広報紙やホームページを利用した啓発による住民の防火・防災意識の向上

5-2 防犯意識の高揚と防犯組織づくりの推進

警察、行政、地域住民等が連携した安全なまちづくりのための地域防犯組織づくりを図り、犯罪のない安心して生活できるまちづくりを推進します。

- 生活安全推進協議会を通じた「安全で安心なまちづくり」の推進
- 広報紙やホームページを通じた啓発活動による住民の防犯意識の向上
- 警察や防犯協会、関係機関との連絡体制の強化
- 防犯ブザー等の携帯や子ども110番の家の指定強化など家庭、地域、学校が一体となった登下校時等の子どもたちの安全対策の推進
- 防犯灯の設置に対する助成等による安全で安心なまちづくりの推進

5-3 交通安全の推進

警察や交通安全協会、学校その他関係機関との連携強化による交通安全意識の高揚や交通安全施設の整備等を通して交通安全対策の推進を図ります。

- カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備促進
- 信号設置や交通規制の管轄警察への要望
- 職場、地域での交通安全教室・講習会の開催や交通安全指導の充実
- 広報・啓発活動やキャンペーン等による交通事故防止運動の推進

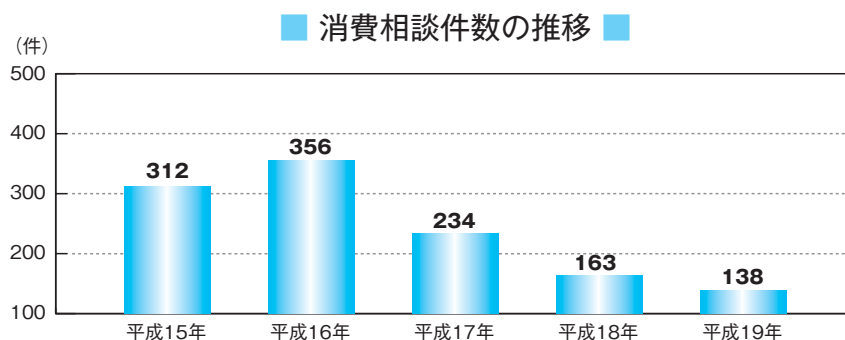


見守り隊

6 消費者保護の推進

現状と課題

- 消費活動に関しては、電子商取引の大幅な増加やクレジット、通信販売、訪問販売など多様なサービスが行われ、消費者の利便性が向上した一方で各種のトラブルが発生し、内容も複雑化・高度化して専門知識を必要とする状況となっています。
- 本市の消費相談総件数は、平成16年以降減少傾向にあります。理由としては、最も相談件数が多い「不当請求・架空請求」に関する相談件数が減少したためです。これは、このような事案が発生していることを、マスコミの報道や広報誌等による啓発により市民に周知された結果だと思われます。
- 今後、消費者保護については、相談内容の専門化、複雑化等により県消費者センターとの連携強化が必要です。



(単位：件)

年 度	相談総件数	うち市受付
平成15年	312	22
平成16年	356	40
平成17年	234	24
平成18年	163	15
平成19年	138	23

資料：商工観光課

主要施策

6-1 関係機関と連携した消費者保護の充実

県の消費生活センターと連携して新たな手口による振り込め詐欺対策や正しい消費の知識と情報の提供に努めます。併せて、消費生活相談を充実させます。

- 住民に対する広報等を通じた消費生活センターの活動の周知徹底
- 消費生活相談に対する啓発
- 巧妙化する架空請求に対する対策や正しい消費知識の提供